



常時使用する労働者を雇入れた時の健康診断、また常時使用する労働者に1年以内ごとに1回、定期的に健康診断を行っていますか？

雇入れ時 健康診断		定期 健康診断
<p>常時使用する労働者を雇い入れる場合 医師による健康診断が必要 (業種や規模にかかわらず実施しなければなりません)</p> <p>●省略できる項目 医師による健康診断を受けてから 3ヶ月を経過しない者を雇い入れた場合 その者が健康診断の結果を証明する書類を提出した場合には、その健康診断で実施された項目</p>		<p>常時使用する労働者対象 1年以内ごとに1回 定期的に医師による健康診断が必要</p> <p>●省略できる項目 厚生労働大臣が定める基準に基づき医師が必要でないと認める項目</p>
<p>配置換えの際の健康診断</p>	<p>平均して6ヶ月間で24回以上の 深夜業に従事した従業員対象 6ヶ月に1回(年に2回)の健康診断</p>	<p>有害業務に従事する人対象 特殊健康診断</p>



パートタイマー等の短時間労働者でも、健康診断を受けさせなければなりませんか

下記のいずれの要件に該当すれば健康診断の対象となります。

- ① **期間の定めのない契約**によって使用される者であること
(期間の定めのある労働契約により使用される者であって、契約の更新により1年以上使用されている者、または1年以上の使用が予定されている者を含む)
- ② **週所定労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の週所定労働時間数の4分の3以上**であること

パートタイム労働法「指針」
②の要件に達しない場合でも、①の要件に該当する場合で、1週間の所定労働時間が通常の労働者のおおむね1/2以上のパートタイマーには、健康診断を実施することが望ましい。

法改正情報 (平成22年4月1日施行)

- ◆喀痰検査の省略基準を改正 ◆定期健康診断の特例の廃止
- ◆**胸部エックス線検査の見直し**

改正前
改正後

すべての人に実施が義務付けられていた。
40歳以上の人 ⇒ 全員に実施
40歳未満の人 ⇒ 5歳ごとの節目年齢の人に実施 (20・25・30・35歳)
節目年齢ではない人については、医師が必要でないと認める時は省略できる。

- 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている人は全年齢が対象
- じん肺法で3年に1回のじん肺法健康診断の対象とされている人は対象



**従業員の健康管理は事業主の責務とも言えます。
定期的な健康診断で健全な職場づくりを実現しましょう！！**